

川崎市通学路交通安全プログラム

～通学路の安全確保に関する取組方針～

令和4年4月

川崎市通学路安全対策会議

1 プログラムの目的

本市においては、平成20年度に策定された「通学路の安全対策会議」の5ヵ年計画に基づき、各学校で、保護者や地域と連携を図りながら、通学路の設定や日常的な通学路の安全点検、交通安全教育などを実施していましたが、平成24年に全国で登下校中の児童生徒が死傷する事故が相次いで発生したことにより、より一層、効果的かつ効率的な交通安全対策の推進が求められています。

この点を踏まえ、学校からの通学路の改善要望への対策や交通事故の未然防止策などについて、保護者や地域の方々の協力のもと、市、教育委員会、学校、警察、道路管理者などの関係機関の連携体制や通学路の点検の手順などをまとめた、「川崎市通学路交通安全プログラム」(以下、「プログラム」という。)を策定いたしました。

今後は、本プログラムに基づき、関係機関が連携して、児童生徒が安全に通学できるように通学路の安全確保を図っていきます。

2 通学路安全対策における当該プログラムの位置づけ

当該プログラムでは、学校からの依頼に基づき、市、教育委員会、道路管理者、警察等が主体となり、学校や地域などと連携を図りながら、合同点検を実施し、専門的な知見に基づく、より効果的・効率的な対策を検討するとともに、登下校時に児童が集中する通学路をはじめとするスクールゾーンにおける、運転者に対する注意喚起等の取組を推進します。

3 川崎市通学路安全対策会議の設置

関係機関の連携を図るため、以下をメンバーとする「通学路安全対策会議」を設置します。

- ・教育委員会事務局学校教育部長
- ・教育委員会事務局教育政策室担当課長
- ・川崎市立小学校長会長
- ・市民文化局市民生活部地域安全推進課長
- ・市民文化局市民生活部地域安全推進課担当課長
- ・建設緑政局道路河川整備部施設維持課長
- ・建設緑政局道路河川整備部施設維持課安全施設係長
- ・こども未来局青少年支援室担当課長
- ・川崎市PTA連絡協議会代表
- ・市内各警察署生活安全課長
- ・市内各警察署交通課長
- ・各区役所危機管理担当課長
- ・小学校長会支部代表
- ・各区役所道路公園センター整備課長

- ・教育委員会事務局学校教育部健康教育課長
- ・教育委員会事務局学校教育部健康教育課担当課長
- ・教育委員会事務局学校教育部各区・教育担当課長

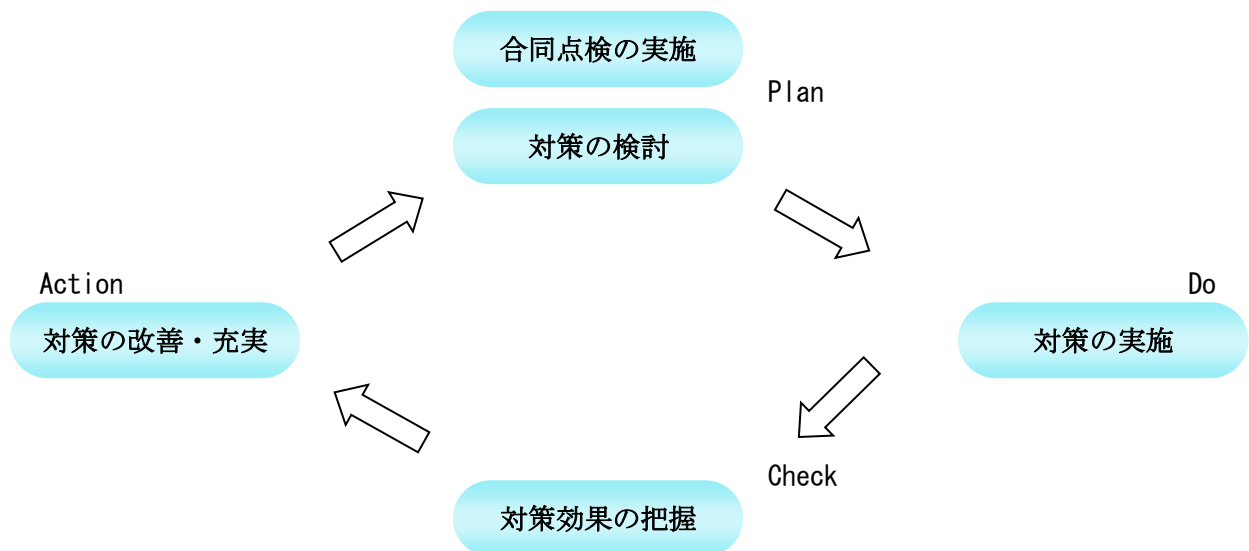
※各区に分かれて部会を設置し、具体的な対策を検討します。

4 取組方針

継続して登下校中における児童生徒の安全確保を図るため、関係機関が連携して合同点検を実施するとともに、対策の効果の把握も行い、対策の改善・充実を行います。

交通安全対策の実施に際しては、安全性の確保が求められる箇所を基本として、通学児童生徒数なども勘案しながら検討します。

これらの取組を以下のPDC Aサイクルとして繰り返し実施し、通学路の安全性の向上を図っていきます。



5 対策の推進

(1) 危険箇所の把握（各学校での安全点検）【実施主体：学校】

学校、保護者、地域は、毎年、連携を図りながら、通学路安全点検マニュアル等を参考に定期的な安全点検を行い、対策が必要な箇所があれば、学校が通学路安全対策会議に通学路安全点検状況調査書を提出します。

(2) 合同点検実施箇所の選定【実施主体：通学路安全対策会議】

学校から通学路安全対策会議に通学路安全点検状況調査書が提出された箇所のうち、通学路の安全確保として合同点検が必要な箇所を選定します。

その際、市、教育委員会、学校、道路管理者、警察による検討が必要な箇所を選定する他、緊急に対応する必要がある箇所についても合同点検の対象とします。

(3) 合同点検【実施主体：通学路安全対策会議】

合同点検は、学校からの要望に基づき、安全性の確保が求められる箇所に対して実施すること

を基本とします。

(ア) 実施回数・時期

毎年1回以上合同点検を実施し、実施時期は6～8月を基本とします。

(イ) 点検の内容

学校からの要望に基づき、危険箇所の現場確認及び対応案の検討を行います。

(ウ) 点検の体制

市、教育委員会、学校、道路管理者、警察を基本とし、必要な場合には、保護者や地域の参加協力を得て合同点検を実施します。

(4) 対策の検討【実施主体：通学路安全対策会議】

合同点検の結果などに基づき、対策が必要な箇所に応じて、ハード・ソフト両面での具体的な改善内容を検討します。

その際、歩道の設置や道路の拡幅など長期的な対応が必要な箇所については、暫定的な対策も検討します。これらの検討結果を踏まえて、計画的に対策が講じられるよう、箇所ごとの対策一覧を作成します。

(5) 対策の実施【実施主体：通学路安全対策会議】

それぞれの対策について、通学路安全対策会議で検討した対策案を踏まえて、関係機関が連携を図り、早期に取り組みます。

対策の実施にあたっては、対策が円滑に進むよう保護者や地元の協力を得ながら、これまでの対策の実施状況や危険の状況などを鑑み、計画的に実施します。

(7) 対策効果の把握【実施主体：教育委員会】

合同点検結果に基づく対策実施後の箇所等について、対策効果の把握をします。

(8) 対策の改善・充実【実施主体：教育委員会】

対策実施後も、合同点検や効果把握の結果を踏まえて、対策内容の改善・充実に努めます。

6 箇所図、箇所一覧表

合同点検の結果や対策内容については、関係者間の合意が図られたものについて「対策状況一覧表」を作成し、各学校へお知らせいたします。

また、第2次川崎市道路整備プログラムに記載の事業など、道路管理者が実施する主な対策事業については、下記アドレスにて示すとおりとします。

<http://www.city.kawasaki.jp/530/page/0000083083.html>